

令和6年度（2024年度）

オホーツク総合振興局入札参加者指名選考方針
（地域創生部・産業振興部部会）

1 オホーツク総合振興局入札参加者指名選考方針

別紙のとおり

2 オホーツク総合振興局入札参加者指名選考方針の取扱い

別紙のとおり

オホーツク総合振興局総務課

令和6年(2024年)2月26日

オホーツク総合振興局入札参加者指名選考方針

オホーツク総合振興局総務課
令和 6年(2024年)2月26日

この方針は、オホーツク総合振興局における農政部及び水産林務部が所管する公共工事等の発注にあたり、オホーツク総合振興局入札参加者指名選考委員会地域創生部・産業振興部部会での審議を適正に行うために定めたものです。

なお、この方針は、あくまでも標準的なものであり、工事内容等によって取捨選択し、適用順位が異なる場合があります。

①基本的基準

法的適性、技術的適性、経営規模的適性及び経営内容等を調査確認し、適正と認められた者。

②事業別基準

公共工事（農業土木、森林土木、水産土木、舗装、鋼橋上部、建築、電気及び管工事等）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格に対応する等級に格付された者。

ただし、当該工事とその施工上特殊な専門的技術を必要とする場合、又はその施工上高度な技術を必要とする場合などにあつては、競争入札参加資格者名簿に登録された者、又は予定価格に対応する等級の上位等級に格付された者。

③受注意欲

競争入札参加資格審査申請時に契約履行が可能な地域としてオホーツク総合振興局を選択している者、又はあらかじめ事前公表した発注情報等に基づき、書面による受注意欲の申出を受け付けた場合は、当該申出を行った者。

④指名実績

過去5年間に於いて、農政部及び水産林務部が所管する公共工事等に係る指名実績を有する者。

なお、工事内容によっては、建設部が所管する公共工事等に係る指名実績を有する者を含める場合がある。

⑤履行経歴

オホーツク総合振興局が所管する公共工事等に係る契約において、当該工事等と同種で、かつ、おおむね同規模の工事等の履行経歴を有する者。

なお、工事内容によっては、建設部が所管する公共工事等に係る契約において、当該工事等と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の履行経歴を有する者を含める場合がある。

⑥履行成績

請負工事施工成績評定等の評定点が優秀な者。

請負工事施工成績評定等の評定点が一定の点数未満の者については、評価された工種に限り一定期間、指名候補者から除外する。

⑦営業地域

工事内容等に応じ、道内、オホーツク総合振興局管内、隣接市町村等の一定地域内の者。

⑧機会均等

当該年度等の一定期間において、他の者と比較して指名回数が少ない者。

⑨個別事由

工事内容等に応じ、個別に必要と認められる基準に該当する者。

【注】 「個別事由」は、個々の案件により事由内容及び適用順位を選択するため、個々の案件により異なります。

※ 公共工事に係る委託契約についても、この方針を準用します。

オホーツク総合振興局入札参加者指名選考方針の取扱い

オホーツク総合振興局が発注する公共工事（農業土木、水産土木、森林土木）及び工事に係る委託業務の指名候補者の選定について、「指名競争入札参加者指名基準」（昭和55年2月1日、局総第36号）に基づき、オホーツク総合振興局における取扱いを定める。なお、指名候補者の選定（絞込）方法は次の順序を基本とする。

- 1 基本的基準
 - ・入札契約総合管理システム（競争入札参加資格者名簿）による確認を基本とする。
 - （1）法的適性
 - ・各種許可の状況、各種登録の状況、指名停止の状況などを確認する。
 - （2）技術的適性
 - ・特殊な技術、機械の保有などの確認をする。
 - （3）経営規模的適性
 - ・手持工事数、技術者数等の確認をする。
 - （4）経営内容等
 - ・自己破産、民事再生法の申請関係、銀行取引停止などの確認をする。
- 2 事業別基準
 - ・原則等級（予定価格に対応する等級）を原則とする。
 - ・特殊な工事なため原則等級で実施困難なものは、事業別基準により上位等級から選定する。
- 3 選定基準
 - （1）受注意欲
 - ・オホーツク総合振興局を契約履行が可能な総合振興局としていること。
 - （2）指名実績
 - ・過去5年間に於いて指名実績を有するもの。
 - （3）履行経験
 - ・入札に付そうする契約と同種でおおむね同規模の履行経験を有するもの。
 - （4）履行成績
 - ・オホーツク総合振興局における履行成績が優秀なもの。
 - ・オホーツク総合振興局において評定点が一定の点数未満（工事は65点、委託業務は60点）のものは、評価された当該工種に限り施工成績評定結果を通知した日から1年間、指名選考から除外する。
 - （5）営業地域
 - ・別紙のとおり。
（指名選考における営業地域等の取扱い）
 - （6）機会均等
 - ・当該年度の指名回数の少ない者。
 - （7）個別事由（設定内容によって順番を変更する場合がある。）
 - ・工事内容により個別に設定することがある。

指名選考における営業地域等の取扱い

1 営業地域
① 請負工事

	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A等級工事	オホーツク総合振興局管内（注1）		
B等級工事			
C等級工事			
舗装工事(A・B)	北海道内	△	△
その他工事	工事内容により設定 (注2)		
造林事業			

注1：特定の施工機械、設備又は船舶の保有を要する場合は全道に拡大する。

注2：その他工事とは、建築工事、鋼橋上部工事、電気工事、管工事、草地整備工事、機械器具設置工事をいう。

② 委託業務

	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
用地確定測量及び補償調査	オホーツク総合振興局管内（注1）		
平易な地質調査	オホーツク総合振興局管内（注1）		
上記以外の業務	営業地域は適用しないで北海道内とする		

注1：用地確定測量及び補償調査、平易な地質調査は『「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」及び「入札契約制度の適正化に係る取組方針」の策定に伴う契約事務の取扱いについて』（平成31年3月27日、局財指第510号）により、北海道内に本店を有する中小企業者で、且つ、オホーツク総合振興局管内に営業所を有する者を選定する。

2 管内業者の定義

- ① オホーツク総合振興局管内に建設業許可申請書様式別紙二（1）又は（2）の主たる営業所欄に記載されている営業所があるものを原則とし、建設業法第3条第1項に規定する営業所）があるものは、これに準ずるものとする。
- ② 設計等業者については、建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票の営業所記入欄に記載されている営業所があるものを管内業者とする。
- ③ 共同企業体については、構成員の1者以上がオホーツク総合振興局管内に建設業許可申請書様式別紙二（1）又は（2）の主たる営業所欄に記載されている営業所がある場合は、管内業者とする。

3 共同企業体の活用

「建設工事共同企業体の活用方針」（平成13年3月22日、建情第2290号）に基づき結成された経常建設共同企業体（甲型）で構成員の上位格付者の等級よりも上位に格付けされた企業体は、原則等級指名の時に活用する。